

KNC NETWORK NEWS

2017年11月11日 発行

気になる記事: トランプ氏初来日。首相に北朝鮮問題「解決する」

トランプ米大統領が5日、初来日した。同日午後から安倍晋三首相と約2時間、ゴルフをともにし、北朝鮮情勢などを話し合った。政府関係者によると、トランプ氏は北朝鮮の核・ミサイル問題について「解決する必要がある。解決するまでやる」と強い決意を表明。



(有)北野財経システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

経営一言: 私にとって本は、窓のようなものです。引き戸ではなく、外側や内側に開く窓。外の世界への知見を広げてくれるものでもあるし、自分の内側を見せてくれるものでもあるのです。

(池辺 晋一郎氏 作曲家・横浜みなとみらいホール館長)

— 所長コメント: 情報は、モノ・カネと同じように財産です。又、情報は成長の大きな糧でもあります。情報を収集する窓口は、広く、たくさん開いておくことです。その多くの窓口からは、たくさんの情報が入ってきます。—

年末調整後子どもが誕生、扶養親族の変更 《税務》

今年も年末調整の時期がきました。今年も滞りなく終わらせて、気持ちよく一年の仕事を締めくくりたいものです。

年末調整を終えた後の12月31日までに、出産や養子縁組などで扶養親族の数に変更が出たという社員が現れたらどうすればいいでしょうか。

所得税法では、その年の12月31日の時点で扶養親族数を判定するため、扶養親族数が変わると年末調整をした税額と納めるべき税額が違ってきます。そのため、扶養親族が増えた人は、年末調整をやり直すこととなります。

源泉徴収票を作成・交付するまでに、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を当該社員に提出してもらえば問題ありません。年末調整をやり直さないときは、本人が確定申告をすることで還付を受けることができます。

一方で、扶養親族が減る社員についても前記の申告書は提出してもらい、年末調整をやり直して、不足している税額を徴収することとなります。なお、徴収不足税額があれば、翌年の1月末以降であってもやり直さなくてはなりません。

禁煙治療の保険適用と医療費控除 《税務》

一般的な「紙巻たばこ」にかけられているたばこ税は現在、1本当たり12.2円。具体的な増税額についてはまだ出ていませんが、「たとえ高額になっても禁煙はしない」という愛煙家がいる一方で、「値上げのタイミングで禁煙しよう」と考える人も少なくないでしょう。禁煙を決意しても、ニコチンの依存性に負けてしまう人もかなりいます。そんな人への強い見方が医師による「治療」です。禁煙治療は健康保険の適用対象となっており、これと同時に医療費控除も適用できます。

健康保険が適用できる治療は、①たばこ依存症のクリーニングテストでニコチン依存症と診断されること、②1日の喫煙本数×喫煙年数が200以上であること、③ただちに禁煙する意思があること、④禁煙治療を受けることに文書で同意すること—の4つが条件となります。

これに沿って医師の診断に基づき行われた医療行為であれば、医療費控除の適用対象となります。医師の指示で出された禁煙のための医薬品の費用も、医療費控除の対象となります。

そのため、医師の処方箋なしに、個人の判断で購入した禁煙ガム・禁煙補助薬などは控除対象外となります。

子会社への債権放棄 《税務》

債務超過で経営難に陥っている子会社の窮状を救うため、親会社の子会社への債権を放棄するケースは珍しくありません。

ですが、安易な債権放棄には気をつけたいです。一般に、債務超過状態ではない債務者に対して債権放棄をすれば寄附金課税の対象となるからです。

子どもを助けたつもりが課税されて自社の首を絞めてしまうようなことになってはつまらないです。損金算入が認められるのは、子会社の営業状態や債権放棄に至った事情からみて「経済的合理性」があるときです。

例えば赤字決算のままでは営業に必要な登録や認可が取り消され倒産に至ってしまうケースや、営業譲渡による子会社の整理に際して譲受側から赤字の圧縮を強く求められているときなどは「経済的合理性」が認められる可能性が高いです。

債権放棄を決める前に、まずはその債権が本当に回収不能か、その債権についてしかるべき回収努力は行っているか、仮に債権放棄するとした場合その金額は適正かなどをもう一度検討し、「経済的合理性」の有無を確認しておく必要があります。

住み分けで生き残る 《経営》

近くに大型スーパー等が出店して歴史のある商店街が衰退している場合、どんな生き残り策があるのでしょうか。大抵の商店街が大型店対策として、年末年始やボーナスあたりで売出しをしたり、接客を簡略にしてセルフサービスにしたり、バレンタイン・ひな祭り・クリスマス等の飾り付けも毎年大型店と同じような手法で実施したりします。結果、顧客は商店街を素通りして、大型店で商品やサービスを購入するのです。

ところで、植物は居場所を分け合っているそうです。ある学者はこんな風に述べています。「木々が生き茂っているように見える森も、森の上の方に葉を茂らせている高い木と、森の下に広がる空間に葉を広げる低い木、そして、森の底で木漏れ日を受けながら生えている草、というように空間を棲み分けている」(稲垣栄洋著『植物はなぜ動かないのか』ちくまプリマー新書)。商売には多かれ少なかれ「すきま」があるように、大型店と商店街の間には住み分けのアイデアが有効と思われます。例えば、商店街は大型店でまとめ買いが難しい時期(給料日直前)にイベントをしたり、住民の生活様式や言葉遣いに合った接客をしたりすることが大切ではないでしょうか。その他、品揃え(地元製品等)や売り方(配達やネット販売等)による住み分けも有効でしょう。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。